

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

規 則	ペー ジ
北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	1 6 5
告 示	
出納員の指定【会計室】	1 6 6
公 告	
委託契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局地域支援部高齢者支援課】	1 6 7
物品調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】	1 6 9
病 院 局	
北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程【病院局経営課】	1 7 0

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

保育費の徴収額について、574,000円以上734,000円未満及び734,000円以上の階層区分を設けることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第1号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

D ₁₀	413,000円以上	59,300	32,300	を
D ₁₀	413,000円以上	59,300	32,300	
D ₁₁	574,000円未満	61,300	32,500	に
	574,000円以上			
D ₁₂	734,000円未満	63,300	32,700	
	734,000円以上			

改め、同表の備考第4項各号列記以外の部分中「第6条第2項」を「第7条第1項」に改め、同表の備考第5項第1号を次のように改める。

(1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
別表第2の備考第2項第2号を次のように改める。

(2) 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の備考第5項の改正規定及び別表第2の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市告示第15号

次の表の第1欄に掲げる日から、同表の第2欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第7条の2第1項の規定により、当該事故のある期間、同表の第3欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第4欄に掲げる事務を委任させた。

平成24年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

平成24年1月13日	徳力小学校校長	徳力小学校教頭	会計管理者の命を受けてつかさどる当該小学校において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務
------------	---------	---------	--

北九州市公告第47号

一般競争入札により、北九州市在宅高齢者等おむつ給付サービス事業の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業概要

- (1) 事業名 北九州市在宅高齢者等おむつ給付サービス事業
- (2) 事業の内容 紙おむつ等の仕入れから市内の要介護状態の在宅高齢者宅等への配達までを行う。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されており、かつ、等級の格付けがA又はBであること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 3（1）で実施する入札説明会に参加していること。

3 入札説明書（仕様書を含む。）の交付等

- (1) 契約条項及び入札条件を示す日時及び場所
 - ア 日時 平成24年2月13日（月）午前10時から午前11時まで
 - イ 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎9階91会議室
- (2) 入札説明書の交付方法 前号アの日時に前号イの場所において無償で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札日時 平成24年2月23日（木）午前9時
 - イ 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - ウ 入札及び開札の場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第6入札室
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。

(5) 入札保証金 契約規則第5条第1項第3号の規定により、入札価格の100分の5を納付すること。ただし、以下に示す同条第7項各号の規定に該当するものは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。

イ 過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき、又は契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 委任状等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

4 入札に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局地域支援部高齢者支援課

電話 093-582-2407

北九州市公告第48号

一般競争入札により、ICカードリーダーの物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年1月30日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	ICカードリーダー 6,000個
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成24年3月23日
	納入場所	教育委員会事務局学務部学事課
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成21年度以降において、北九州市（水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年2月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年2月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成24年2月15日及び同月16日の午前9時から午後7時まで並びに同月17日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年2月17日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市病院局管理規程第1号

北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年1月30日

北九州市病院局長 南 本 久 精

北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程

北九州市立病院長以下専決規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「医療センター及び八幡病院にあっては事務局次長、その他の病院にあっては主管の係長」を「主管の課長」に改める。

別表第2の（1）支出負担行為に関することの項中

光熱水費等の 執行				全額	電気料、ガス料、水道料、郵便料及び電信電話料に属するもののみ	を
--------------	--	--	--	----	--------------------------------	---

光熱水費等の 執行				全額	電気料、ガス料、水道料、郵便料及び電信電話料に属するもののみ	に
工事の 執行	決定				〔管理課長〕 200～	
	契約				〔管理課長〕 200～	
	決定 又は 契約 の変 更				〔管理課長〕 250～	

改める。

付 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。